



ごみ及び資源物分別表

2024
改定

マナーを守りゴミの減量化を図りましょう。

不法投棄は、五年以下の懲役、一千万円以下の罰金又は併科

完全透明袋(容量30ℓ以下)に入れなくてはなりません。

産業廃棄物(農業用廃プラ)は収集しません。

可燃ごみ (燃やせるごみ)	紙・木くず類 酒パック、写真、紙くずなど		皮革・ゴム製品 カバン、靴など		その他燃やせるごみ カイロ、下着類、紙おむつ、ペットの砂、貝殻、ビデオ、CD、DVD、カセットテープなど		30～45ℓの 透明の袋に入れる。	
	プラスチック類 (容器包装を除く) フォーク、スプーン、玩具、文房具、ポリバケツ、衣装ケースなど 注意! 金属類は可能な限り取り除いてください。 ごみ袋に入らない物は、切断または破砕して入れて下さい。		生ごみ類 厨茶類、肉、野菜くず、茶殻、貝殻、骨など ※生ごみは出来るだけ各家庭で堆肥としてリサイクルしてください。 十分に水切りしたうえで、新聞紙等で包んで、可燃ごみと一緒に出して下さい。					
不燃ごみ (燃やせないごみ)	有害ごみ 蛍光灯、電球、水銀体温計など ※少量の場合、小さな透明の袋で出しても構いません。	小型家電類 ゲーム機、デジタルカメラ、電話機、リモコン、ファンヒーター、電子レンジなど	乾電池 ※少量の場合、小さな透明の袋で出しても構いません。	陶磁器類・ガラス製品 茶碗、皿、ガラス、など ※紙などで包んでください。	金物類 アルミ・スチール表示のない空き缶、なべ、ヤカンなど ※台所アルミホイル、アルミ皿は洗って一緒にしてください。	粗大ごみ ・金属以外 ベッド・タンスなどの家具類、衣装ケース、ゴルフバッグなど ・主に金属 自転車・扇風機・デスク・金属など	粗大ごみ以外はそれぞれを30～45ℓの透明の袋に別々に分ける。 (少量の場合を除く)	
	注意! おおむね80cm以上の大きな物(机や自転車等)や、一時多量のごみは直接持ち込んでください。							※粗大ごみは別です。(左記参照)
資源物	古紙類 4品目に分別		ダンボール ・ガムテープやホチキス針はできる限り取り除いてください	紙パック ・牛乳パック・ジュースのパックなどで、パックの内側が白いもの ・洗って切り開いて乾かしてください	雑誌、その他の紙類 (名刺サイズより大きい紙) ・週刊誌・文庫本・教科書等は、しばって出してください ・菓子箱・ティッシュ箱・封筒などの小さいものは、紙袋などに入れて、しばって出してください ・シュレッダーした紙は、散らばらないように透明な袋にいれてください ※感熱紙・合成紙・汚れている紙・食品や洗剤の取れない紙製容器は可燃ごみへ		ひもで十文字にしぼる。	
	古布類 2品目に分別		衣類 シャツやズボン、タオル、シーツ、くつ下、毛糸(セーター類)など ○ボタン、ファスナーは、つけたまま出してください	布団・毛布類(持ち込み) 小さく切って袋に入れるか、ひもで十字にしばって出して下さい。			ひもで十文字でしぼるか畳んで透明の袋に入れる。	
	缶類 2品目に分別		飲食用缶(アルミ缶・スチール缶) アルミ缶とスチール缶の分別は不要です。 ※缶詰・ミルク・お菓子の缶なども対象になります。	スプレー缶、カセットボンベ スプレー缶、カセットボンベは、必ず使い切ってからごみに出してください。缶に穴を開ける必要はありません。			透明の袋に入れる。 ※「アルミ・スチール」と「スプレー缶等」は一緒にせず、必ず分けてください。	
	びん類 3品目に分別		無色のビン	茶色ビン	他の色のビン ※中をすすいでキャップは取り除いてください。 ※色別で出してください。 ※ラベルを取る必要はありません。 ※「プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装へ」	注意! (板ガラス、耐熱ガラス、セトモノ、油ビン等)は、上記の「不燃ごみ」の区分で出してください。	3品それぞれを透明の袋に入れる。 ※繰り返し使えるびんは、酒屋さんなどへお返しください。	
	ペットボトル		※落書きはしないでください。 ※つぶさないでください。 ※必ず中をすすいでください。		※キャップ、ラベルは取り除き、プラスチック製容器包装で出してください。		このマークが目印です 対象商品には左図の材質表示マークが表示されており、分別収集はこのマークがついたものに限ります。	透明の袋に入れる。
	プラスチック製容器包装		パック・カップ類	トレイ類	プラスチック製ボトル類	レジ袋・食料品袋 ※汚れているものは洗って、水気を切ってから出してください。洗っても汚れが落とせないものは、「可燃ごみ」で出してください。	このマークが目印です 対象商品には左図の材質表示マークが表示されており、分別収集はこのマークがついたものに限ります。	透明の袋に入れる。

出してはいけないごみ ●石油類 ●塗料類 ●タイヤ ●農業用廃材(農業用廃プラスチック、トタン、波板など) ●消火器 ●農薬 ●バッテリー ●農機具 ●パソコン ●タタミ など ※専門業者・購入店・取扱店などにお問い合わせください。				●家電リサイクル法対象品 エアコン テレビ 洗濯機 衣類乾燥機 冷蔵庫 1.家電販売店で相談してください。2.郵便局にて対象商品のリサイクル券を購入後指定引取業者(延岡ダイキュー運輸)へ自身で搬入ください。3.収集運搬許可業者である日向衛生公社もしくは東土木ヘリサイクル券の購入、運搬の相談をしてください。				●産業廃棄物(事業活動の中で不要となったもの) ◇燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 木くず 動植物性残さ 鉱さい 紙くず 動物の死体 ばいじん動物のふん尿 その他 ◇(安定型5品目) 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラス陶磁器くず がれき類 ※産業廃棄物処理業者に処理を依頼(有料)してください。			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

引っ越しや空き家の片づけなどで一時大量の可燃ごみが出る場合は、確認ののち持込の許可を出しますので町民生活課へ排出者の氏名、住所、状況の分かるもの(写真等)を持って持ち込みを行う予定の1週間前までに電話連絡後来庁してください。町外からの持ち込みが疑われる場合や、分別の不十分なものは、持込出来ません。